山田町立図書館資料収集方針

令和７年３月４日　教育長決裁

（目的）

第１　この方針は、図書館法（昭和２５年４月３０日法律第１１８号）並びに図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成１３年７月１８日文部科学省告示第１３２号）を踏まえ、山田町立図書館の資料の収集を円滑かつ適正に行うため、基本的な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２　資料収集に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習を推進する中核施設として町民の学習要求に対応するため、図書館法第３条に基づき、教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集する。

(2) 収集に当たっては、公共図書館としての役割を踏まえ、町民の資料要求及び利用動向、地域社会の動向等を勘案し、均衡のとれた資料構成を図る。

(3) 高齢者及び低視力者の利用に配慮し、大活字図書は積極的に収集するものとする。

（収集する資料の種類）

第３　収集する資料の種類は次のとおりとする。

(1) 図書（一般図書、児童図書で地域資料として登録、分類するものを除く。）

(2) 逐次刊行物（新聞、雑誌等）

(3) 視聴覚資料（ＣＤ、ＤＶＤ等の録音、映像資料）

(4) 地域資料（貸出しの対象としない郷土資料、行政資料等で図書として登録、分類するものを除く。）

(5) その他必要と認められる資料

（収集する資料の点数）

第４　収集する資料数は、原則１点とする。ただし、郷土資料及びその他館長が特に必要と認める資料は複数点収集することができるものとする。

（資料の適正な保存及び除籍）

第５　書架の効率的な利用を図り、常に新鮮で適正な資料構成を維持するため、資料は別に定める基準に基づいて保存及び除籍を行うものとする。

（資料別収集方針）

第６　資料別収集方針は、次のとおりとする。

（1）図書

ア　一般図書

町民の図書館として基本的資料から専門的資料まで、必要に応じ幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門的資料、学習参考書、問題集等は原則として収集の対象としない。

イ　児童図書

児童の発達段階を考慮し、読書活動の習慣が身につくよう、各分野の資料を収集する。

（2）逐次刊行物

ア　新聞は、資料的価値を考慮して収集する。

イ　雑誌等は、利用度、資料的価値を考慮して収集する。

（3）視聴覚資料

視聴覚資料は、資料的価値を考慮して収集する。

（4）地域資料

ア　山田町に関するものを中心に収集し、必要に応じて近隣市町村及び岩手県に関する資料、郷土出身者等の著作物並びに県内出版物を収集する。

イ　必要に応じて図書以外の形態の資料（逐次刊行物、視聴覚資料等）も収集する。

（5）その他

必要に応じて、その他の資料も収集する。

（資料の選定及び収集方法）

第７　資料は、新刊案内、出版目録、書評、利用者の購入希望等多様な情報に基づき選定し、購入、寄贈その他の方法により収集する。

２　寄贈の申出のあった資料に関しては、当該収集方針及び別に定める選定基準等に適合するもので、原則として蔵書として登録されていないものを受け入れるものとする。ただし、主として汚損、破損等により状態が悪く利用に耐えがたいもの、資料的価値がないと認められるものなど、受け入れることが適切ではないと判断される資料は除く。

３　館長は、資料の選定のため、必要に応じて館長が指名する職員で構成する資料選定会議を開くことができる。

（補則）

第８　この収集方針の運用に当たり必要な事項は、別に定める。

附　則

この方針は、令和７年４月１日から施行する。